⑵　基準備蓄量の算定	数　　量
⑥　直前12箇月の義務対象石油ガス輸入量×40÷直前12箇月の日数	
⑦　第21条第２項第２号に掲げる事項	
⑧　基準備蓄量	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　２　②から④までの欄にはそれぞれ第21条第２項第１号イからハまでに掲げる数量を、⑧の欄には同項第３号に掲げる数量を記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。